

## **本庄市緑の基本計画**

### **資料編**

- 1 緑の現況資料
- 2 策定体制と経緯

# 1 緑の現況資料

## (1) 地区別の緑被現況

本編 P8 では、本市の緑の面積と緑被率を示しています。本市の地区別（都市計画基礎調査における大調査区）の緑の分布状況を詳しく見てみると、市街地に位置する地区で緑被率が少なく、小島南ではもっとも少ない 16.1%となっています。一方、南部の山林地域では緑被率が多く、稲沢ではもっとも多い 97.7%となっています。

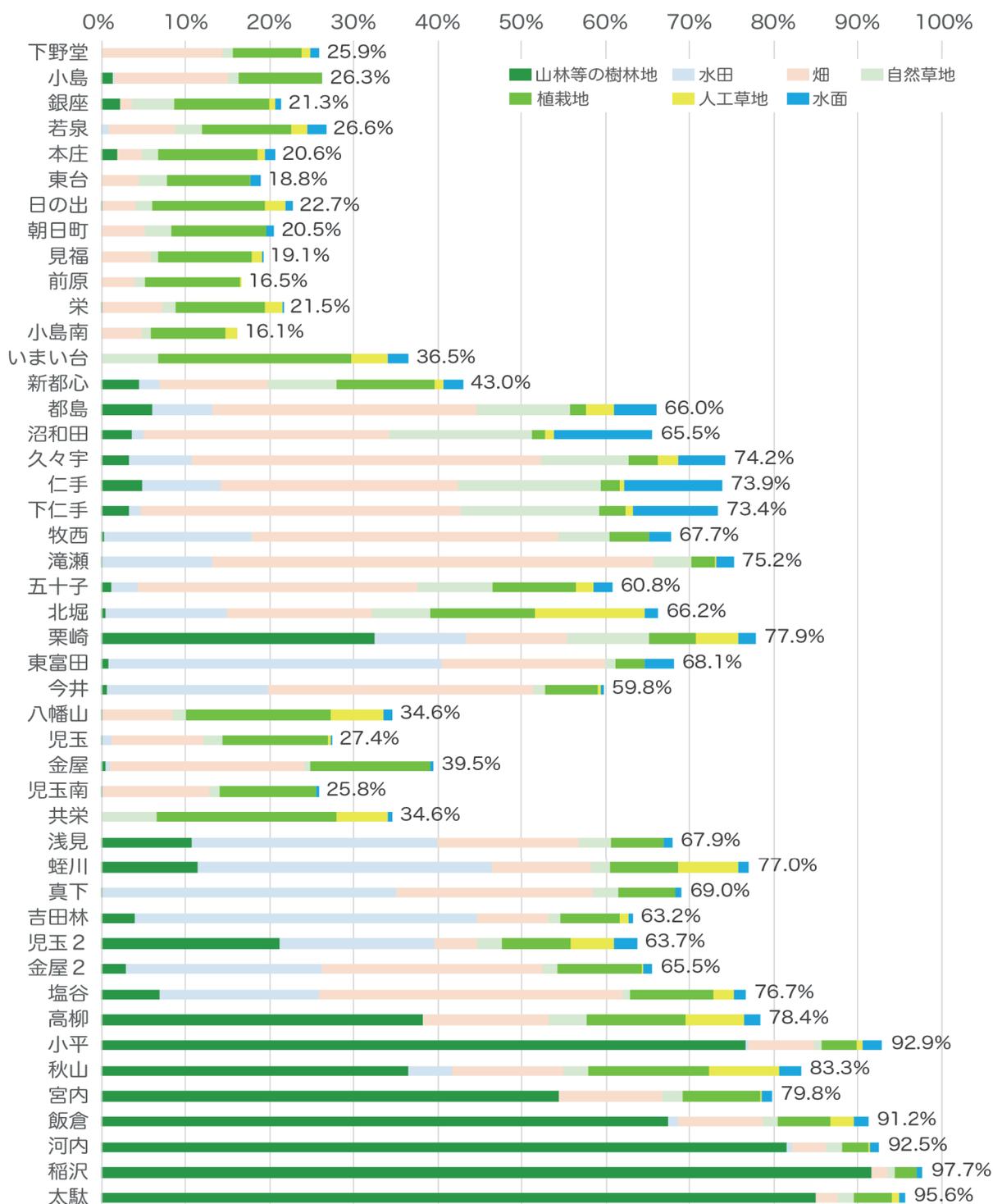


図 55 地区における緑被率

## (2) 植生の現況

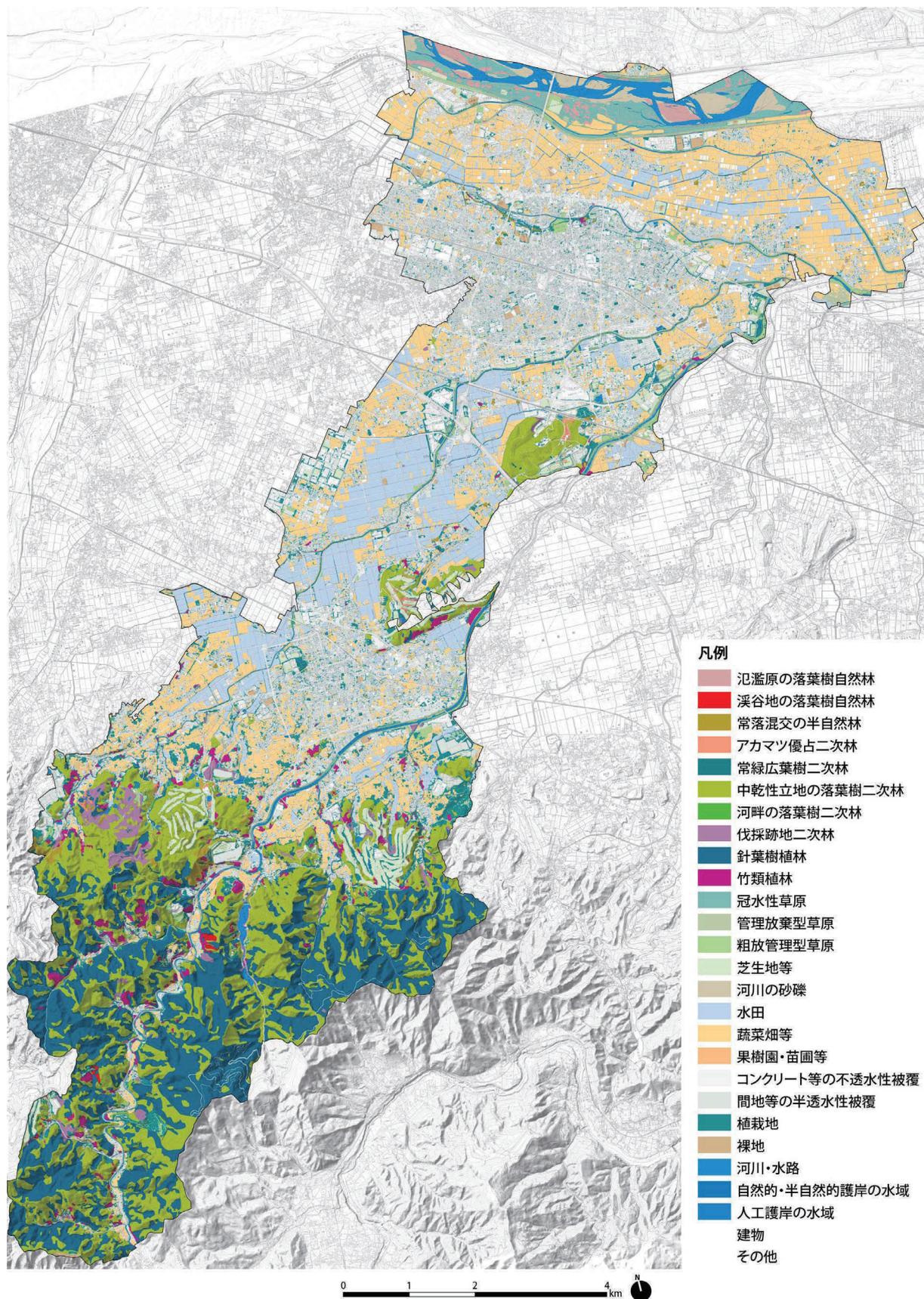


図 56 本庄市現存植生図（植生区分図）

市内の緑を構成する山林や草地は、豊かで変化に富んだ植生によって成り立っています。植生は、気象や地形条件に加えて、土壌や水分条件、農的な管理行為による人為的攪乱、洪水等による自然的攪乱などの影響を受けて成立しています。

本市においても、山地・丘陵、台地、低地や氾濫原といった流域を構成する地形に、人の関わりを伴って多様な植生が分布しています。

本調査に基づく本市の現存植生は、42 タイプを抽出しています。この 42 タイプの植生について、成立条件の類似したものをグループ化し、26 タイプの植生区分を定義しました。以下植生区分ごとに、本市の植生を解説します。

### ① 氾濫原の落葉樹自然林

利根川河川敷に成立する落葉広葉樹の自然林で、アカメヤナギ、ジャヤナギ、ヨシノヤナギ、オオタチヤナギ等のヤナギの高木群落のほか、ネコヤナギ、タチヤナギ、イヌコリヤナギ、オノエヤナギ、カワヤナギ等の低木状のヤナギ群落によって構成します。

### ② 溪谷地の落葉樹自然林

植生は、イロハモミジ・ケヤキ群集です。溪流沿いの崖錐や岩角地に成立する落葉広葉樹の自然林で、ケヤキ、イロハモミジが優占し、時にタブノキが混生します。亜高木層にはウラジロガシ、シロダモ、ヤブツバキ等の常緑広葉樹やイヌガヤ、カヤ等の常緑針葉樹が混生します。

### ③ 常緑混交の半自然林

植生は、ケヤキ・シラカシ群落です。河岸の段丘崖にみられる常緑広葉樹・落葉広葉樹混交の人為的影響のある半自然林です。ケヤキ、シラカシが優占し、シラカシ群集のほかアカマツ群落の構成種が多く生育しています。

### ④ アカマツ優占二次林

かつて本市の人里近い丘陵地は、アカマツの林が連担していたと考えられます。丘陵地、低山地の斜面上部に広く分布し、アカマツが優占する二次林です。群落内にはツツジ科の植物が多く分布します。伐採跡地や山火事跡地に先駆的に形成されますが、アカマツ植林から二次的に広がったものも多くあります。尾根部の土壌の浅い乾性の立地でよく発達し持続群落となりますが、斜面下部では落葉広葉樹二次林や常緑広葉樹二次林に移行します。

### ⑤ 常緑広葉樹二次林

低山地に分布する常緑広葉樹の二次林です。コジイ、アラカシ、アカガシ、シラカシ、ウラジロガシ等が萌芽林となって優占します。近年ではアカマツ植林やコナラ群落が長期間放置され、次第に自然林の構成種が増加し、シイ・カシ二次林に移行し成立していると思われます。

### ⑥ 中乾性立地の落葉樹二次林

植生は、クリーコナラ群集、クヌギーコナラ群集を主体にアカマツを混成する植生を含みます。落葉広葉樹の二次林で、階層構造が発達し、里山の典型的な景観を構成します。山地から丘陵地では、高木層にコナラが優占し、クリ、ミズナラ、アカマツ等が混生します。丘陵から台地では、コナラ、クヌギ、クリ等が優占し、ミズキ、エゴノキ、ウワミズザクラ、アカマツ等が混生します。定期的伐採により維持される武蔵野の雑木林の代表的植生です。

### ⑦ 河畔の落葉樹二次林

山地から平野部の河川沿いに分布し、崩落性のある斜面部に成立しやすくやや湿り気を帯びた中性立地の落葉広葉樹二次林です。ムクノキの他、エノキ、ケヤキ等が優占します。

### ⑧ 伐採跡地二次林

植生は、アカメガシワ・カラスザンショウ群落、ニセアカシア群落、伐採跡地群落、低木群落で、先駆性の落葉広葉樹の二次林です。カラスザンショウ、アカメガシワ、クサギ、ヤマグワ等の高木または低木が優占します。アカメガシワ・カラスザンショウ群落は、林床に常緑広葉樹が多く、森林の伐採跡地や沢沿いの湿潤な立地で発達します。ニセアカシア群落は、北米原産のマメ科植物ニセアカシア（ハリエンジュ）の植林または逸出による二次的な群落で、河川敷や伐採跡地等に二次的に生育域を広げています。

### ⑨ 針葉樹植林

常緑針葉樹のスギ、ヒノキ、またはサワラの植林です。スギは斜面下部や谷部の適潤な立地に、ヒノキは斜面上部から尾根部にかけての乾性に適しています。サワラはヒノキとともに植林されることがあります。

### ⑩ 竹類植林

山麓や河岸や集落地の屋敷林等に小面積で分布します。かつて、用材、工芸材料の利用、筍採取や護岸を目的として、モウソウチク、マダケが植栽されましたが、近年では放置され荒廃したものが増加し、植林地や二次林内に二次的に生育域を広げています。

### ⑪ 冠水性草原

ヨシ群集の湿性立地の冠水性草原とオギ群集の中乾性立地の冠水性草原です。ヨシ群集は、湿性立地に発達する草原で、河川の中洲、河川沿いの湿地や後背湿地等、水位の変動や流動水が少なく、底質が泥や粘土質で一般に富栄養な水に潤される立地に成立する低層湿原です。ヨシ、マコモ、各種のスゲ類等が生育します。オギ群集は、低地の河辺の冠水地に成立する多年生草本植物群落で、オギが優占します。排水のよい砂質土壌上に形成されます。河川改修等で冠水頻度が減少した場所でヨシ群落に代わって面積を拡大しています。

### ⑫ 管理放棄型草原

アズマネザサが優占し、伐採跡地や河川堤防上、耕作放棄から長期が経過した場所等に成立するタケ群落です。低地のクヌギ・コナラ群落域に多く分布します。

### ⑬ 粗放管理型草原

伐採跡地、畑放棄地、河川敷等に成立する多年生の高茎草原で、ススキが優占し、トダシバ、チガヤ等が混生します。日本の代表的な二次草原で、数年ごとの刈り取り等によって維持され、放置期間が長期にわたると低木群落に遷移します。平野では河川敷、長く放置された畑放棄地、造成地等に出現します。

### ⑭ 芝生地等

公園や広場の芝生地で、コウライシバやノシバ等が植栽され、高頻度の刈り取りによって他の植物の侵入が抑制された草地です。

### ⑮ 河川の砂礫

利根川河川敷の流路に広く分布している砂礫で、河川の定期的な増水による攪乱により、植生が成立しない空間です。植生は成立していませんが、利根川の多様な生物生息地を構成する重要

な環境です。

#### ⑩ 水田

水田と水田に成立する雑草群落です。通常は稲以外の草本は駆除されますが、水田放棄地では、ミゾソバ、イ、コブナグサ等からなる群落が形成されます。

#### ⑪ 蔬菜畑等

畑地に成立する雑草群落です。シロザ、ツククサ、スベリヒユ等の1年生の植物が確認されます。また、耕作放棄後1～数年の畑地では、メヒシバ等の1年生の畑雑草を主とする群落から、ヒメムカシヨモギ、ヨモギ等の2年生・多年生の路傍雑草群落へと推移します。

#### ⑫ 果樹園・苗圃等

果樹園や茶畑等の木本類が植栽される畑です。また、造園緑化材料の植木の苗木畑も含まれます。畑雑草や路傍雑草が生育します。

#### ⑬ コンクリート等の不透水性被覆

道路や駐車場等におけるコンクリートやアスファルト等の不透水構造の舗装面です。市街地中心部や工場等に高い被覆率で分布しています。また、人工芝も路床に舗装面があるため本植生区分に含めています。

#### ⑭ 間地等の半透水性被覆

住宅等の都市的土地利用における建築以外の場所で、本調査では舗装や裸地、植栽地の区別が不明瞭な場所を間地と定義し抽出した空間です。間地は、駐車場やアプローチ等の舗装面と庭の植栽面や裸地が混在しています。舗装面は不透水構造ですが、他の植栽地や裸地面から雨水が浸透するため、間地全体としては半透水の被覆面として位置付けています。

#### ⑮ 植栽地

工場や公共施設の大規模区画における植栽地のほか、園路と植栽が混在する園地、都市的土地利用に独立して分布する樹木群を合わせて植栽地としています。

#### ⑯ 裸地

碎石や砂利による舗装面、砂舗装により無植生のグラウンド、土砂採取地の表土が露出している場所で、人為的に植生が成立しない空間です。

#### ⑰ 河川・水路

利根川や他の中小河川、水路の開放水面です。川底の多くはコンクリートに遮蔽されておらず、河川水の浸透、地下伏流水の湧出が可能な河川構造ですが、水路を中心にコンクリート護岸が施工された区間があります。

#### ⑱ 自然的・半自然的護岸の水域

ため池、公園やゴルフ場における修景池、修景せせらぎの開放水面です。池底の多くはコンクリートに遮蔽されておらず、表面水の浸透、地下水の湧出が可能な構造です。

#### ⑲ 人工護岸の水域

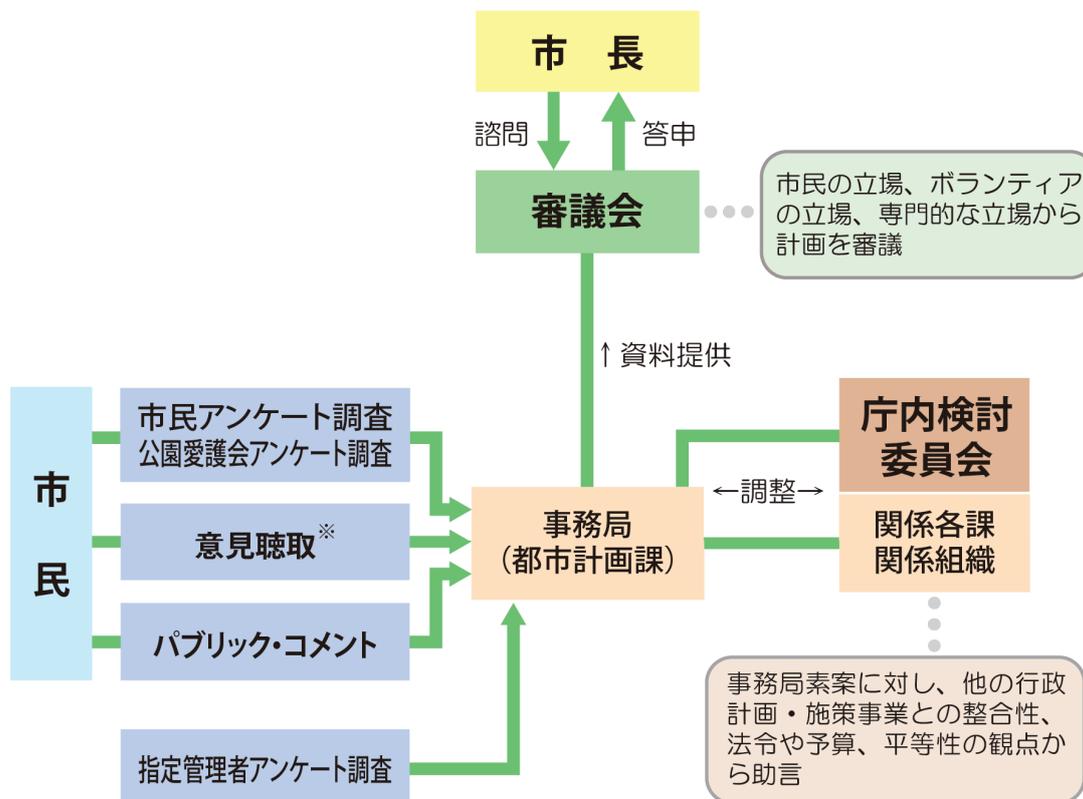
調整池、学校のプールの開放水面です。コンクリート構造物によって建設され、地下への水の浸透はないと考えられる水域です。

#### ⑳ 建物

戸建て住宅や集合住宅、公共施設、商業施設や工場等の建物です。

## 2 策定体制と経緯

### (1) 策定体制



※ 新型コロナウイルス感染症への対応のため中止した市民ワークショップに代わり、市ホームページにおいて令和2（2020）年10月1日から30日に「本庄市緑の基本計画に対する意見聴取」を実施しました。

### (2) 策定経緯

年月日	項目	主な内容
令和元年11月5日	庁内検討委員会①	・意見聴取
令和2年2月	市民アンケート調査	・3,000人の市民を対象にアンケート調査を実施
令和2年8月11日 ～17日	庁内検討委員会②	・「緑の現況分析と課題、今後の方向性」について意見聴取
令和2年8月27日	第1回 緑の基本計画 審議会	「計画の目的」、「審議会の役割」、「スケジュール」、「緑の現況分析と課題、今後の方向性」について
令和2年10月1日 ～30日	市民意見聴取	・市HP上で本市の緑の現況と課題を公表し、市民からの意見聴取を実施
令和3年3月10日 ～29日	庁内検討委員会③	・「緑の基本計画案」、「重点プロジェクト」、「市民意見聴取」について
令和3年4月23日	第2回 緑の基本計画 審議会	・「緑の基本計画案」、「重点プロジェクト」、「市民意見聴取」について
令和3年4月30日 ～5月12日	庁内検討委員会④	・パブリックコメント案について
令和3年6月4日 ～7月5日	パブリックコメント	・「緑の基本計画案」の市民意見聴取
令和3年8月16日	審議会答申	・答申

### (3) 本庄市緑の基本計画審議会条例

令和2年1月6日  
条例第2号

#### (設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する本庄市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長の附属機関として、本庄市緑の基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進に関し活動する団体の関係者
- (3) 地域団体の関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認めたる者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申を行った日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。  
2 会議の議長は、会長をもって充てる。  
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (4) 本庄市緑の基本計画審議会名簿

役職	氏名	選出区分 (本庄市緑の基本計画審議会条例第3条第2項)		備考
会長	木下 剛	1号委員	千葉大学准教授	
副会長	神坐 侃大	2号委員	環境アドバイザー	
	根岸 敬明		NPO 法人ネットワークひがしこだいら	
	茂木 紀子		埼玉ひびきの農業協同組合	
	金井 孝夫	3号委員	本庄市自治会連合会	
	小暮 ちえ子	4号委員	本庄市議会議員	
	柴崎 幸雄	5号委員	公募による市民	
	下岡 忠敬		公募による市民	
	高橋 勉		公募による市民	
	井上 道子	6号委員	埼玉県環境部みどり自然課	
	三輪 誠		埼玉県環境科学国際センター	
	内原 絵美	7号委員	本庄商工会議所	
	櫻井 理平		埼玉県立児玉白楊高等学校	令和2年度
	山崎 聡		埼玉県立児玉白楊高等学校	令和3年度
	井上 悦子		子育て応援団本庄びすけっと	
	小林 由美		本庄ママビーノ実行委員会	

(敬称略)

## (5) 本庄市緑の基本計画審議会 諮問・答申

### 諮問書

本都発第 153 号  
令和2年8月27日

本庄市緑の基本計画審議会  
会長 木下 剛 様

本庄市長 吉田 信 解

#### 本庄市緑の基本計画の策定について（諮問）

本庄市緑の基本計画審議会条例（令和2年本庄市条例第2号）第2条に基づき、  
緑の基本計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

### 答申書

令和3年8月16日

本庄市長 吉田 信 解 様

本庄市緑の基本計画審議会  
会長 木下 剛

#### 本庄市緑の基本計画の策定について（答申）

令和2年8月27日付本都発第153号により本審議会に諮問のありました  
本庄市緑の基本計画（案）の策定について慎重に審議を重ねた結果、適切であると  
認め、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程や、市民アンケートなど  
で寄せられた多くの市民意見を十分尊重するとともに、基本理念として掲げた  
「緑のちからを みんなで育み 暮らしに活かすまち 本庄」の実現を目指し、  
市民参加と協働による推進の努力をされますよう要望いたします。